

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ストックホルム条約(POPs条約)拠出金 (義務的拠出金)		担当部局庁	国際協力局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度		担当課室	地球環境課		課長 杉中 淳		
会計区分	一般会計		施策名	VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ストックホルム条約第19条第4項及び第1回締約国会議決定				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	POPs条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: POPs)に対応するための国際的な枠組として確立された。本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に我が国の実情を反映させることが可能となる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	2004年5月17日に発効し(我が国は2002年8月30日に締結。)、2010年6月現在、我が国を含む170ヶ国(G8では加、独、仏及び英)が締結している。事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供 (5) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	54	50	47	35		
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	54	50	47	35		
	執行額		54	50	47			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	条約のもとで、残留性有機汚染物質(POPs)から人の健康及び環境を保護するため、POPsの製造・使用・放出の廃絶に向けた締約国の活動を支援する。		成果実績		COP4で規制対象に9種の新規POPsを追加決定	POPs審査委員会でPOPs候補物質4種を審査。	第5回締約国会議を開催し、新規POPs1種を追加決定	
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	締約国会議(COP)、POPs審査委員会及び専門家会合の開催支援、ガイドラインや作業計画の策定、POPsに関する調査研究、資料作成など、条約締約国への支援活動を支実施。		活動実績 (当初見込み)		COP4、POPs審査委員会1件、途上国向けワークショップ9件を開催。新規POPs調査を実施。	拡大合同COP、専門家会合5件、POPs審査委員会1件、途上国向けワークショップ5件を開催	COP5、POPs審査委員会1件	- ( )
			算出根拠		POPs条約第5回締約国会議決定28(2012-2013年POPs条約信託基金(SC基金)予算)に基づき記載。			
単位当たりコスト	(1)次回締約国会議(2013年)の開催準備(スイス・ジュネーブで5日間): 406,473米ドル (2)POPs審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間): 827,240米ドル (3)出版物経費(電子版含む): 19,200米ドル (4)国別報告関連業務: 149,412米ドル (5)新規POPs作業計画: 343,560米ドル							
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	POPs条約(ストックホルム条約)拠出金	35	37					
	計	35	37					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ストックホルム条約の下で、我が国を含む締約国が残留性有機汚染物質の削減または廃絶のための行動をとるために必要な活動に使用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	ストックホルム条約の下で規制対象となっている有害物質に関する調査、当該物質の削減・廃絶のためのガイドライン作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な用途に限定して支出している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ストックホルム条約は、規制対象物質の削減・廃絶に向けた各国の取組として、当該物質の生産・使用・輸出入・廃棄等に関する規制、国内実施計画の策定、等の義務を課しており、我が国を含む締約国は、国内法制の整備等を通じて、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時12物質(2001年)であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、22物質へと増加している(2012年)。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>(1) 第5回締約国会議(2011年4月)において2012年及び2013年の予算審議が行われ、当初、条約の規制対象物質増加に伴う事務局の作業量増大を背景として、対前年度比9.5%増の予算案が示されていたが、日本から、ITの活用など事務局の効率的運営の必要性を主張した結果、必要最小限の予算増(1.2%増)の予算案で合意した。</p> <p>(2) POPs条約は、バーゼル条約及びPIC条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で大幅な効率化を実現した。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	47	平成23年行政事業レビュー	38